

議員提案第 51 号

介護、障がい福祉、保育等の地域区分の見直しに当たり
地方の人材確保に必要な措置を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

令和8年9月29日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

佐藤正人

志賀泰雄

荒井宏幸

伊藤健太郎

林龍太郎

東村里恵子

倉茂政樹

武田勝利

小柳聡

宇野耕哉

幸田健太

石附幸子

介護、障がい福祉、保育等の地域区分の見直しに当たり 地方の人材確保に必要な措置を求める意見書

令和6年人事院勧告により、国家公務員の地域手当について、支給地域の単位が都道府県単位を基本として広域化されるとともに、級地区分が7区分から5区分に再編され、本市は7級地（3%）から非支給地（0%）となりました。

介護報酬、障がい福祉サービス等報酬、保育所等の公定価格、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等は、いずれも国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されており、この見直しにより、市内の介護、障がい福祉、保育等の事業者が受ける影響は年間およそ21億6,000万円の減と見込まれています。

もとより介護従事者、障がい福祉サービス従事者、保育士、幼稚園教諭、児童入所施設職員等の福祉人材は、年間の給与額が全職種平均と比較して低い傾向にあり、今回の見直しは、国自らが進めてきた処遇改善の取組に逆行するものと言わざるを得ません。

加えて、これらの事業者は、収入の大部分が公定の報酬等によって定められているため、物価や人件費の上昇を利用料金に転嫁することができません。消費者物価が上昇を続ける中で報酬等の算定基礎が引き下げられることは、事業者から賃上げの原資を奪い、経営の基盤を直接に損なうものです。

さらに深刻なのは、東京都との格差が一層拡大することです。東京23区は最も高い20%が維持される一方で本市は非支給地となり、その差は17ポイントから20ポイントへと広がります。加えて東京都は独自の財源により介護職員等への上乗せを行っており、格差は二重の構造となっています。

東京圏への人口集中は若年層によって生じています。賃金水準が低いことを理由に報酬等をさらに引き下げるとは、地方の事業者から賃上げの原資を奪い、若者の流出を加速させ、地方の担い手をさらに減少させる悪循環を招くものであり、政府が掲げる地方創生及び東京一極集中の是正とは相入れません。

本市は、本州日本海側で唯一の政令指定都市として、広い市域の中に都市部、郊外部及び農村部を抱え、多様な介護・福祉ニーズに対応しています。必要な人材を確保するためには、市内だけでなく近隣地域や他産業との賃金競争にも対応しなければならず、地域区分の引下げは、本市の介護・福祉サービス提供基盤そのものを弱体化させることにつながります。

令和8年9月15日には、市内の介護・福祉サービス事業者を代表する5団体から、本市議会議長に対し、地域区分の維持及び制度の見直しを求める要望書が提出されました。現場からの切実な声を受け、本市議会としても重大な問題意識を持つものです。

よって、国においては、地方における福祉人材の確保に支障が生じることのないよう、下記の事項について速やかに措置されるよう強く要望します。

記

- 1 本市の地域区分について、見直し前の3%の上乗せの水準を維持し、令和9年度以降において引下げを行わないこと。

1 介護報酬、障がい福祉サービス等報酬及び保育所等の公定価格等の地域区分について、国家公務員の地域手当に機械的に準拠させる現在の制度を見直し、地域における介護、障がい福祉、保育等の人材の採用状況、他産業との賃金差、物価水準、最低賃金、事業運営経費、人口構造、サービス需要及び広域的な人材移動を総合的に勘案する仕組みに改めること。

1 地域区分の見直しに当たっては、大都市部との級地格差の拡大が地方からの若年層の流出を助長することのないよう、東京一極集中の是正という国土政策上の観点を十分に踏まえること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月29日

新潟市議会議長
小野 清 一 郎

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣府特命担当大臣(こども政策)		